

令和7年度 港区役所エレベーター内壁面広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

1. 名称 港区役所
2. 住所 大阪市港区市岡1丁目15番25号
3. 開庁時間
 - ・月曜日～木曜日・第4日曜日 9時～17時30分（第4日曜日は一部の担当のみ）
 - ・金曜日 9時～19時（17時30分～19時は一部の担当のみ）土曜日、祝日、日曜日（第4日曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。
4. 来庁者数
 - 約1,100名/日（推定）
 - 来庁者数は、推定であり、上記来庁者数が常時あることを保証するものではありません。

2 募集内容

1. 募集する広告の種類
 - ポスター（A2 縦594mm×横420mm）
 - 広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません」
2. 募集枠数
 - エレベーター内広告 4枠（2基×2枠）
3. 掲出場所
 - 区庁舎エレベーター 1号機（地下1階～6階停止）（A枠・B枠）
 - 区庁舎エレベーター 2号機（地下1階～6階停止）（C枠・D枠）
 - 別紙庁舎図面
 - 設置イメージ図
4. 掲出期間
 - 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間で月単位での設置となります。
 - 広告掲出希望者の希望により掲出期間を1か月単位（1日～末日）で指定することができます。1か月のみの設置も可能です。
 - 申込については、設置月ごとの応募締切日までに、提出をお願いします。（別表参照）

3 広告掲出料金

1 枠あたり 1 か月間 2,200 円（税込）

※なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引きます。

<期間割引>

6 か月間継続して掲載を希望する場合	10%
12 か月間継続して掲載を希望する場合	15%

<枠数割引>

2 枠を使用して掲載を希望する場合	10%
3 枠を使用して掲載を希望する場合	15%
4 枠を使用して掲載を希望する場合	20%

これらの割引きについては、併用が可能です。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

1. 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
2. 大阪市税の滞納がないこと。
3. 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

5 申込方法等

1. 申込受付期間

【一斉募集】抽選申込受付期間

令和 7 年 2 月 14 日（金曜日）～令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）

空き枠が生じた場合は、随時募集を行う。

【随時募集】（別表参照）

掲出月の前月の 10 日を締め切りとします。

ただし、10 日が区役所閉庁日のときは、前開庁日を締め切りとします。

2. 申込方法

「大阪市港区役所広告掲出申込書」に必要事項を記入のうえ、広告の原稿（A 4 サイズ）を添えて、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

申し込みにあたっては、「大阪市広告掲載要綱」「大阪市行政財産広告取扱規則」

「大阪市港区役所における広告掲載要領」を必ずご確認ください。

3. 広告掲出者の決定方法

「大阪市港区役所における広告掲載要領」等により内容を審査し、審査に合格した者が多数の場合は先着順により広告掲出者を決定します。

4. 決定通知

申し込みがあった広告について「大阪市港区役所広告掲出決定通知書」により、掲出もしくは非掲出の通知を送付します。

5. 広告掲出者の手続き

(1) 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、通知書に記載の提出期日までに、「大阪市港区役所広告掲出許可申請書」に必要事項をご記入のうえ、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

なお、掲出許可については、提出された「大阪市港区役所広告掲出申込書」及び「大阪市港区役所広告掲出決定通知書」に記載の名義で行います。

(2) 許可申請に基づき、交付する「大阪市港区役所広告掲出許可書」を受け取られた後、同封の納入通知書にて指定された期日までに広告料金を納めていただきます。

(3) 許可書に記載の提出期日までに、掲出する広告（ポスター）を、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

6. 許可期間中の広告内容等の変更

(1) 申し出により、広告内容等の変更を可能としますが、変更の7日前までに、「大阪市港区役所広告掲出変更申込書」に必要事項をご記入のうえ、広告の原稿（A4サイズ）を添えて、港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

(2) 申し出があった変更内容について、「大阪市港区役所広告掲出変更承認通知書」により、承認もしくは非承認の通知を送付しますので、承認の通知を受け取られましたら、掲出する広告（ポスター）を港区役所総務課（総務・人材育成）に提出してください。

7. 広告掲出の取り下げ

広告掲出許可後の広告掲出の取り下げは、書面にて受け付けます。（任意様式）

ただし、納付済みの広告料は返還いたしません。

(別表) 申込受付期間について

【令和7年度一斉募集】 抽選申込受付期間

令和7年2月14日(金曜日)～令和7年3月7日(金曜日)

9時～17時30分

郵送等による提出の場合は、上記期間内必着。

同一物件に申込多数の場合は、抽選申込受付期間終了後に抽選とし、広告掲出者を決定します。

空き枠が生じた場合は、抽選申込受付期間終了後、先着順で随時募集を行います。

申込時には「大阪市港区役所広告掲出申込書」と「広告原稿」を併せてご提出ください。

【空き枠随時募集】

掲出月	申込締切日	掲出期間
4月	令和7年3月10日 (月曜日)	令和7年4月1日から 広告掲出期間満了まで
5月	令和7年4月10日 (木曜日)	令和7年5月1日から 広告掲出期間満了まで
6月	令和7年5月9日 (金曜日)	令和7年6月1日から 広告掲出期間満了まで
7月	令和7年6月10日 (火曜日)	令和7年7月1日から 広告掲出期間満了まで
8月	令和7年7月10日 (木曜日)	令和7年8月1日から 広告掲出期間満了まで
9月	令和7年8月8日 (金曜日)	令和7年9月1日から 広告掲出期間満了まで
10月	令和7年9月10日 (水曜日)	令和7年10月1日から 広告掲出期間満了まで
11月	令和7年10月10日 (金曜日)	令和7年11月1日から 広告掲出期間満了まで
12月	令和7年11月10日 (月曜日)	令和7年12月1日から 広告掲出期間満了まで
1月	令和7年12月10日 (水曜日)	令和8年1月1日から 広告掲出期間満了まで
2月	令和8年1月9日 (金曜日)	令和8年2月1日から 広告掲出期間満了まで
3月	令和8年2月10日 (火曜日)	令和8年3月1日から 広告掲出期間満了まで